

野々市市第3次男女共同参画プラン（案）にかかる パブリックコメントの実施について

野々市市男女共同参画プランは、「野々市市男女共同参画推進条例」第8条の規定に基づき、男女共同参画社会の形成に関し、市、市民及び事業者の取組みを総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画です。「第2次男女共同参画プラン」の計画期間が令和3年度をもって終了することから、本市における現状、課題及び社会状況の変化を踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを引き続き進めるため、本計画を策定します。策定にあたり、以下の通りパブリックコメントを実施しますので、さまざまな視点から意見・提言を寄せてください。

1 実施の目的

「野々市市パブリックコメント実施要綱」に基づき、当プラン策定プロセスにおける公正の確保及び透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促し、もって市民との協働による更に開かれた市政の推進に資すること

2 実施の対象

野々市市第3次男女共同参画プラン（案）

3 実施期間

令和3年12月13日（月）から令和4年1月11日（火）まで

4 意見等を提出できる方

- (1) 市内に住所のある方
- (2) 市内の事務所や事業所にお勤めの方
- (3) 市内に事務所や事業所をお持ちの方
- (4) 市内の学校に在学している方
- (5) その他本プラン策定について利害関係をお持ちの個人又は法人

5 意見等の提出方法

郵便、電子メール、ファクシミリ又は書面の持参のいずれかによるものとします。電話や口頭での意見等の提出には応じません。

提出にあたっては、氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名）、住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）、年齢を明らかにしてください。明らかにされていない場合には、意見等として取り扱わない場合があります。

なお、提出の様式は問いませんが、所定の様式を市ホームページのほか企画振興部市民協働課窓口（市役所1階）で入手いただけます。

6 プラン（案）の閲覧方法

市ホームページのほか、企画振興部市民協働課（市役所1階）窓口で閲覧いただけます。

7 意見等の公表

提出された意見等の内容、提出された意見等に対する本市の考え方、意見等を受けて本プラン（案）を修正した場合にはその修正した内容について、令和4年2月を目途に市ホームページに掲載します。

なお、意見等を提出いただいた方の氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名）、住所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）、年齢は公表しません。

8 意見等の提出先

【郵便による場合】

〒921-8510

野々市市三納一丁目1番地 野々市市企画振興部市民協働課 市民相談係

【電子メールによる場合】

kyoudou@city.nonoichi.lg.jp

【ファクシミリによる場合】

076（227）6259

【書面持参の場合】

企画振興部市民協働課（市役所1階）窓口までお持ちください。

9 その他

- (1) 提出された意見等について、提出者本人への回答はいたしません。
- (2) 提出された意見等のうち、類似した内容については、趣旨が変わらない程度に編集し取りまとめた上で公表する場合があります。
- (3) 当プラン（案）に明らかに関係のない意見や、明らかに悪意を持った意見であると判断される場合には、当パブリックコメントに対する意見として取り扱いません。
- (4) 提出いただいた個人情報、「野々市市個人情報保護条例」に基づき適正に管理します。